

令和7年度

美濃加茂市指定地域密着型サービス整備運営事業者公募要項

(認知症対応型共同生活介護)

令和7年6月

美濃加茂市

1 公募の趣旨

美濃加茂市では、美濃加茂市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を計画的に進めております。

今回は、「認知症対応型共同生活介護」について、可能な限りより良いサービス提供が期待できる整備運営事業者を選定するため、指定申請に先立ち候補事業者の公募を実施するものです。

2 公募する施設の概要

公募する介護保険サービスの種類、条件、定員及び形態は次のとおりです。

種 類	定 員	整備数	整備地区
認知症対応型共同生活介護	18人	1事業所	美濃加茂市全域

※新規創設を基本としますが、既存建物の改修及び増設も対象とします。

・条件

- (1) 基準は「美濃加茂市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年美濃加茂市条例第29号）、「美濃加茂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年美濃加茂市条例第30号）及び「美濃加茂市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例」（平成24年美濃加茂市条例第31号）などの基準を満たし、その他の関連する法令等に適合していること。
- (2) 令和9年3月31日までに事業を開始すること。

3 応募要件

応募できる事業者は、介護サービスを提供するために必要となる十分な資力・能力・意欲等を有する法人（設立予定者を含む）で、以下の事項を遵守できる事業者に限ります。

- (1) 事業者は、新規創設及び既存建物の改修及び増設にあたり、関連する法律及び条例を遵守すること。
- (2) 事業者は、認知症対応型共同生活介護を行うにあたり、関連する法律及び条例を遵守すること。
- (3) 施設の整備に必要な用地を自己で確保できること。
- (4) 介護保険法における事業者指定の欠格事由及び取消事由に該当しないこと。
- (5) 既存法人及び代表者に市税等の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は暴力団を利する関係を有するものではないこと。
- (7) 災害時の避難者の受け入れ等の地域福祉向上に努めること。

4 応募手続き

本公募への申込みを希望する事業者は、次により公募申込書類を提出してください。

(1) 提出日時及び場所

日 時	場 所
令和7年8月18日(月) ~ 令和7年9月19日(金) 平日の9:00~16:30 (土日祝は除きます。)	美濃加茂市太田町3431番地1 美濃加茂市役所本庁舎西館1階 市民福祉部高齢福祉課介護保険係 Tel:0574-25-2111(内線506) Fax:0574-24-7447 E-mail:kourei@city.minokamo.lg.jp

※郵送による書類の受付はしませんので、あらかじめ電話予約のうえ来庁してください。

(美濃加茂市役所電話受付時間：平日の8:45~16:45)

※法人代表者が直接持参のうえ提出してください。(代理人可、但し委任状必要)

(2) 提出書類

- ① 提出書類は、別添の提出書類一覧のとおりです。
- ② 書類提出にあたっては、提出期限までにすべての書類を揃えて提出してください。書類に不備があった場合は受付をしません。なお、提出期限後の書類の差し替え及び再提出はできません。

(3) 提出部数

- ① 正本1部、副本20部
 - ・ 証明書類など規定の書類を除き、原則A4サイズにしてください。
 - ・ 提出書類一覧の順番に整理し、全体に目次をつけ、通しのページ番号をつけてください。

※正本については、添付書類ごとに文字表記のインデックスをつけて、書類の左側に穴を開け、フラットファイルに綴じてください。副本はクリップで留めてください。

(4) 応募に関する質問事項

- ・ 質問事項は、書面により簡潔に記入のうえ、FAX又はEメールにより下記受付期間中に高齢福祉課までお問い合わせください。
- ・ 質問受付期間 令和7年7月18日(金)から令和7年9月5日(金)午後4時30分まで
- ・ また、公募要項に記載のある内容、選考基準の内容・国の基準、条例等で定められた内容については回答しません。

5 応募手続きにかかる留意事項

(1) 追加資料等の提出について

必要に応じて、応募事業者に追加資料を求める場合があります。なお、追加資料等を期限までに提出されなかった場合は、応募を辞退したものとして取り扱います。

(2) 応募に伴う費用負担

応募に要した費用（書類作成費用等）は、すべて応募事業者の負担となります。

(3) 提出された書類等について

提出された書類や資料は、理由の如何を問わず返却しません。

(4) 応募の辞退

応募後に辞退される場合は、書面にて辞退届（任意様式）を提出して下さい。

(5) 応募書類

提出された書類のうち、個人情報に関する情報については、書類の内容確認及び法人審査の目的に限って利用し、第三者への提供はしません。ただし、それ以外の部分については、美濃加茂市情報公開条例（平成11年美濃加茂市条例第20号）の規定により公開の対象となります。

(6) 応募に係る地元との協議等について

設置予定地の隣接住民及び地権者並びに自治会等に対して説明し、事業開始後の運営が円滑に行われるようにしておいてください。

本応募における用地（建物）権利者または地域住民等との間に確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募事業者の責任に帰する事項であり、美濃加茂市はその責任を一切負いません。また、求償権等の行使についても同様です。

(7) 禁止事項・欠格事項

- ① 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合や、市の面接審査等において虚偽の説明等を行い、発覚した場合は失格とします。
- ② 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合は応募を無効とします。
- ③ 応募の採否の働きかけを行う等の目的で応募事業者又はその関係者が市の職員に対し、直接又は間接を問わず連絡を求め、または接触した場合は応募を無効とします。
- ④ 応募期間終了後において応募者が前記の応募条件等を満たさなくなった場合は、応募を無効とします。
- ⑤ 選定後において、開発許可が得られない場合や今回の応募内容に重要な変更が生じた場合、または①～④の事項に該当したことが判明した場合は選定を取り消す場合があります。

6 審査

(1) 審査方法

美濃加茂市高齢者施策等運営協議会において、公募申込書類と応募事業者によるプレゼンテーションの内容を審査します。

なお、公平・透明な審査を担保するため、提出された書類の裏付や疑問点に関して、関係機関等に照会・調査を行うことがあります。

(2) 審査の観点

審査の観点は以下のとおりとします。

- ・認知症である人に対し、共同で生活する住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるサービスを提供できるかどうか。

- ・サービスの趣旨や目的を十分に理解しているかどうか。
- ・サービスの安定的・継続的な実施が図られるかどうか。
- ・医療や地域との連携が十分に確保されるかどうか。
- ・質の高いサービスが提供されるかどうか。

(3) 審査結果

審査結果については、全ての応募事業者に個別に文書で通知します。(電話等の問い合わせには応じません。)

なお、全ての応募事業者について本事業の目的が達成できないと判断した場合には、事業予定者なしとする場合があります。

(4) 事業予定者の公表

事業予定者の審査結果は、HPで公表します。

7 整備費の補助

美濃加茂市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱（令和3年美濃加茂市告示第110号）に基づき、補助金の利用ができます。ただし、岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金を活用して補助を行う予定であるため、県との協議の結果、補助金が交付されない可能性もあります。本事業が市の補助対象事業となる場合には、次の条件を満たしてください。(※現時点において補助金の交付を確約するものではありません。)

- (1) 補助金の内示後にただちに補助金交付申請をし、交付決定後に事業に着手し令和8年度中に補助事業を完了すること。
- (2) 補助事業を行うために締結する契約については、3社以上の業者から見積書を徴し、その最低の価格を提示した見積業者と契約しなければならないこと。
- (3) 市の補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機器、器具及びその他の財産（以下「補助財産」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

8 今後のスケジュール

今後のスケジュールについては、次のとおりです。ただし都合により変更が生じる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

内 容	予 定
(1) 公募HP掲載	令和7年6月（予定）
(2) 公募期間（受付）	令和7年8月18日（月）から令和7年9月19日（金）
(3) 審査	令和7年10月（予定）
(4) 審査結果通知	令和7年11月（予定）

9 選定後の手続き

事業予定者については、施設の建設等が終了後、改めて地域密着型サービス事業所の指定申請を行っていただきます。

10 問い合わせ先

美濃加茂市役所市民福祉部高齢福祉課介護保険係

TEL: 0574-25-2111 (内線506)

FAX: 0574-24-7447

E-mail: kourei@city.minokamo.lg.jp